

洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画について

～ 概 要 版 ～

災害時要援護者避難支援制度とは

災害においては、様々なケースでの災害が想定されますが、災害時での避難や身を守ること、すなわち自分の命は自分で守る「自助」、地域住民による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の地域ぐるみでの対応が地域防災の基本であり大変重要になります。

この制度は、災害時に自力での避難が困難であり他の方の手助けが必要とする高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」に対し、自治会や民生委員、ボランティアによる「避難支援者」の方と、町や消防関係機関が情報を共有しながら連携して支援する制度です。



計画策定に伴う経緯及び目的

平成16年の新潟・福井県での豪雨災害など、一連の風水害による犠牲者の過半が高齢者であったのを契機に、高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が防災対策上課題として認識されることとなってきました。

この課題解決に向け、国においては検討を進め「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」としてとりまとめ、地方公共団体に通知され、これに沿った取組みの促進を図っています。

町においては、平成21年10月に策定した「洞爺湖町地域防災計画」の中に、災害時要援護者に対する計画として整備することとしており、災害発生時などにおける災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域における安心・安全体制を強化することを目的とするものです。



災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害時において自力での避難が困難で、家族などの支援が受けられず避難支援者などの手助けを必要とする方です。

身体障がい者

精神障がい者

知的障がい者

要介護認定者

高齢者のみの世帯

その他避難行動を自ら行うことが困難な方（乳幼児・妊産婦・難病患者など）



避難支援者とは

避難支援者とは、災害時要援護者に対し平常時のコミュニケーションに努めたり、災害時には情報を伝えたり避難支援などを行っていただく方です。

なお、避難支援者は自分の安全を確保した上で、出来る範囲で支援をしていただくものであり、支援活動について法的な責任や義務を負うものではありません。



支援を受けるための手順

登録の方法

登録の方法には「**手上げ方式**」と「**同意方式**」があります。

・**手上げ方式**：広報やホームページ等で周知をし、自らの判断で登録申請をする方法です。

・**同意方式**：町や自治会及び民生委員が要援護者の対象となる方に対し直接働きかけ、制度の同意をもらって登録する方法です。

避難支援者の選定

・登録申請の際に、災害時要援護者自ら避難支援者を選定していただくのが基本ですが、選定できない場合に町は、自治会及び民生委員の方の協力を得て、本人の同意の上避難支援者を選定することになります。

個別計画の作成

・登録される方については、町は自治会や民生委員の方の協力を得て、個別の支援を行うための個別計画書（避難場所・避難方法・情報伝達方法など）を作成します。

情報の共有

・個別計画書は、自治会・民生委員・避難支援者・社会福祉協議会・消防署・警察署などに提供し、情報を共有しながら平常時から要援護者の状況などの把握に努めます。



災害時要援護者避難支援制度のイメージ図

